

全ト協発第539号(環)  
平成30年1月26日

各都道府県トラック協会会長 殿



公益社団法人 全日本トラック協会  
会長 坂本 克己



### 貨物自動車に対する点検・整備の徹底による タイヤ脱輪事故防止について(お願い)

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

今般、岐阜県警察本部交通部高速道路交通警察隊長より、別添のとおり通達が発出されました。

高速道路上の事故については車両からの落下物による事故が多く、昨年10月の中国自動車道でのスペアタイヤ落下による事故や、岐阜県内の中央自動車道においても平成28年9月に異種ボルトの取り付けが要因となる車輪脱落事故が発生、また、昨年11月以降の2ヶ月間だけでも4件の脱輪事故が発生していることから、今後も同種事案の発生が懸念されます。

このため、同種事案の再発を防止するため、車両管理の徹底、及び運転手による運行前点検等の実施について求められています。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

(本件に関する問い合わせ先)

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部 荻原

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

公益社団法人  
全日本トラック協会 協会長 殿

岐阜県警察本部交通部  
高速道路交通警察隊長



貨物自動車に対する点検・整備の徹底によるタイヤ脱輪事故防止について（お願い）

寒気きびしい折柄、貴殿におかれましては、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素は、当隊の業務等に対しまして、深いご理解とご協力を賜っておりますことに対しまして、厚くお礼申し上げます。

さて、高速道路上で発生している事故の中で、車両からの落下物に乗りあげる事故等が多発しており、中でもタイヤが脱輪して高速道路上に落下し事故になるケースが増加傾向にあり、中国地方の高速道路では死亡事故も発生しており記憶に新しいところです。

このような中、当県においても去る平成28年9月中央自動車道において異種ボルトの取り付けを要因とし、タイヤを脱落させ、そのタイヤを後続車に衝突させ重篤な怪我を負わせるという事故が発生し、運転手や会社の責任が問われているところであります。

また最近では、平成29年11月以降の2ヶ月間だけでも4件の脱輪事故が発生し、そのうち1件の事故では、脱輪したタイヤが対向車線まで飛び出し追越車線を走行中の乗用車に衝突するなど他車を巻き込む事故となっており、幸い怪我は軽傷ではありますが、一步間違えば重大事故に発展しかねない事案であり、今後も同種事案の発生が懸念されるところであります。

つきましては、同種事案の再発を防止し、高速道路利用者の安全・安心・快適な通行を確保するため、下記の事項について、特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。

記

【お願い事項】

1 車両管理の徹底

所有の貨物自動車に対する管理・チェック体制を強化していただき車両の整備状況の確認、ボルトの確実な取付け状況等の確認を徹底し、タイヤ脱落の防止に努めていただくようお願いいたします。

2 運転手による運行前点検等の実施

大型貨物自動車のみならず、すべての貨物車に対する運行前におけるタイヤ等に対する点検、あわせて運行中の休憩時間を利用した車両に対する再点検及び荷物が落下しないように確実に積載してあるかの確認を実施していただくようお願いいたします。

本件担当

岐阜県羽島市江吉良町字鍵田2585番地

岐阜県高速道路交通警察隊

企画指導係 高木 未光